平成２４年（フ）第１１１６号
大阪市生野区勝山南４丁目７番23号　エミネンスヒロカワ303
債務者　守谷　尚子（旧姓清兼）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１１８号
大阪府門真市大字三ツ島1004番地の30
債務者　廣田　哲也
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１１９号
大阪府門真市大字三ツ島1004番地の30
債務者　廣田　寛子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１２２号
大阪市西淀川区福町２丁目27番１号　サンロイヤルハイツ角倉103号室
債務者　飯田　陽子（旧姓田邉）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１号
大阪府泉南市信達牧野220番地
債務者　藤原　朝子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
大阪府泉佐野市長滝3266番地201
債務者　阪上　雄二
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
大阪府阪南市山中渓576番地の１
債務者　井上加代子（旧姓岩﨑）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
大阪府岸和田市吉井町１丁目９番５号ピュアガーデン102号室、住民票上の住所大阪府岸和田市荒木町２丁目10番45号
債務者　門脇　正也
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
大阪府岸和田市宮前町８番19号レオパレス21ＴＥＲＡＤＡⅠ204号
債務者　小森　美紀
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
大阪府岸和田市別所町１丁目８番３号
債務者　西浦フミ子（旧姓大嶋）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
大阪府岸和田市加守町２丁目６番17号
債務者　谷川ユキコ
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
大阪府岸和田市春木旭町12番１―408号
債務者　濵田　清次
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８号
兵庫県洲本市物部１丁目12番14号　朝日マンション301号
債務者　川口　正與
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第６号
広島県福山市伊勢丘八丁目29番８号、旧住所広島県福山市神辺町大字下竹田508番地３
債務者　宗岡美佐子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７８号
高知県四万十市入田401番地
債務者　渡辺　一夫
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第７号
山口県光市千坊台３丁目10番８号、前住所山口県熊毛郡田布施町大字宿井2071番地
債務者　有光　早苗
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第８号
山口県光市室積５丁目19番17号南瀬戸荘203号
債務者　志熊　敏子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所周南支部